

# 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給要領

## (障がい福祉課分)

令和 5 年 9 月 1 日

障がい福祉課

### 第 1 目 的

光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の障がい福祉サービス事業所等に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、福祉サービス等の安定した提供を図る。

### 第 2 支給の対象

次の 1 及び 2 の要件を満たすこと。

#### 1 事業者要件

① 宮崎県内において、別表に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定するサービスを提供している事業者であること。

② 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方公共団体

イ 次のいずれかに該当する者

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- ・暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

## 2 事業所要件

令和5年7月1日現在で、別表の対象サービスの欄に掲げるサービスの指定を受けており、かつ、意思確認日時点において廃止又は休止していないこと。

### 第3 支援金の額

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

### 第4 支援金の支給等

県は、第2の要件を満たす事業者（以下「対象事業者」という。）に対し、受給の有無についての意思確認を行う。

#### 1 受給する場合

支援金を受給しようとする者（以下「意思表示者」という。）は、令和5年10月16日から令和5年11月10日までに、原則として、宮崎県電子申請システム（以下「電子申請」という。）により意思確認情報を入力し、提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請ができない者にあつては、郵送により提出することができる。郵送により提出する場合には、次の書類を提出するものとする。

- ① 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金（障がい福祉課）意思確認書（別記様式第1号）
- ② 宮崎県国民健康保険団体連合会に登録されている介護給付費等の受取口座又は令和4年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金の受取口座と今回の受取口座が異なる場合のみ
  - ・振込口座申出書（別記様式第2号）
  - ・意思表示者の振込講座情報が分かる通帳の写し
- ③ 意思表示者と口座名義人が異なる場合のみ
  - ・委任状（別記様式第3号）
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

#### 2 辞退する場合

支援金を受給を辞退しようとする者は、令和5年10月16日から令和5年11月10日までに、原則として、電子申請により意思確認情報を入力し、提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請ができない者にあつては、郵送により提出することができる。郵送により提出する場合には、次の書類を提

出するものとする。

- ① 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(障がい福祉課)意思確認書(別記様式第1号)

なお、対象事業者から意思確認書の提出がない場合、支援金の受給を辞退したものとみなす。

## **第5 支援金の支払**

県(振り込み業務の委託先を含む。)は、宮崎県国民健康保険団体連合会に登録されている介護給付費等の受取口座、令和4年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金の受取口座又は意思表示者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

## **第6 調査への協力**

県は、支援金の支給に関して、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は、調査に協力しなければならない。

## **第7 支援金の返還**

支援金の支給を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合、当該事業者は県に支援金を返還しなければならない。

## **第8 その他**

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

### **附 則**

この要領は、令和5年9月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

別表（第2、第3関係）

支援対象施設・事業所一覧

|                             | 区分        | 対象サービス ※1                     | 支援金      |
|-----------------------------|-----------|-------------------------------|----------|
| 支援対象                        | 居住系       | 障害者支援施設 ※2※3                  | 1.5万円×定員 |
|                             |           | 共同生活援助                        | 1.5万円×定員 |
|                             |           | 宿泊型自立訓練                       | 1.5万円×定員 |
|                             |           | 福祉型障害児入所施設                    | 1.5万円×定員 |
|                             | 通所系<br>※4 | 生活介護 ※9                       | 15万円     |
|                             |           | 自立訓練（機能訓練） ※9                 | 15万円     |
|                             |           | 自立訓練（生活訓練） ※5※9               | 15万円     |
|                             |           | 就労移行支援                        | 15万円     |
|                             |           | 就労継続支援A型                      | 15万円     |
|                             |           | 就労継続支援B型                      | 15万円     |
|                             |           | 就労定着支援                        | 15万円     |
|                             |           | 児童発達支援 ※9                     | 15万円     |
|                             |           | 放課後等デイサービス ※9                 | 15万円     |
|                             | 訪問系<br>※4 | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護<br>※6※9 | 5万円      |
|                             |           | 重度障害者等包括支援                    | 5万円      |
|                             |           | 自立生活援助                        | 5万円      |
|                             |           | 保育所等訪問支援                      | 5万円      |
|                             |           | 居宅訪問型児童発達支援                   | 5万円      |
|                             | その他       | 短期入所 ※7※9                     | 1.5万円×定員 |
| 計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援<br>※8 |           | 5万円                           |          |

※1 令和5年7月1日現在で、対象サービスの指定を受けており、意思確認時点において廃止又は休止していないこと。

※2 障害者支援施設とは、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、夜間に施設入所支援を行うとともに、昼間に生活介護等のサービスを行うものをいう。

※3 障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護、就労移行支援等）に対して、通所系事業所としての支給は行わない。

※4 多機能型（「生活介護と就労継続支援B型」、「児童発達支援と放課後等デイサービス」、「児童発達支援と保育所等訪問支援」等）及び就労定着支援事業所であって、他の通所系サービスの指定を受けている事業所は、1つの事業所として支給する。

※5 宿泊型を除く。

※6 居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護の4つのサービスについては、複数のサービスの

指定を受けている場合であっても、1つの事業所として支給する。

※7 空床型を除く。

※8 相談系（計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援）については、複数のサービスの指定を受けている場合であっても、1つの事業所として支給する。

※9 介護保険法の指定を受けている事業所で、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する共生型サービスの特例を用いて指定を受けた障害福祉サービス事業所は除く。